

札幌市子どもの権利委員会

第2回委員会

会 議 録

日 時 : 平成22年1月25日(月) 16時45分開会
場 所 : S T V 北2条ビル6階 1～3号会議室

1. 開 会

委員長 定刻となりましたので、ただいまから第2回子どもの権利委員会を開催いたします。

まずは、事務局の方から何か連絡事項がございましたらお願いいたします。

事務局（子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の野島でございます。ことしもひとつよろしくをお願いいたします。

以降、座って説明させていただきます。

本日の欠席者でございますけれども、A委員より欠席の連絡がございましたので、本日は1名が欠席ということでお願いいたします。

また、本日の資料でございますけれども、既に委員の皆様には資料を郵送させていただいております。訂正部分につきまして、差しかえのものをきょうはご用意しております。それ以外の資料でお持ちでない方がいらっしゃいましたら、お渡ししたいと思います。

また、前回、札幌市の取組ということで、札幌子ども未来プランのご紹介をさせていただきましたが、現在、計画素案を公表しております。いわゆるパブリックコメントと申しておりますが、現在、市民の皆様から意見を募集しているところでございます。ご参考までに、本日、その資料を机の上にご用意させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

（各委員の自己紹介）

2. 議 事

委員長 これより第2回委員会の議事を進めてまいりたいと思います。

本日の次第でありますけれども、1点目が、子どもの権利に関する施策実施状況調査について、2点目が、子どもに関する実態意識調査についてとなっております。

また、終了時刻ですけれども、実は、私はこの後に大学の仕事がある関係で、つまり私の大学が夜の部がありまして、今は定期試験の真っ最中なものですから、監督等もやらなくてはなりませんので、18時15分あたりを終了時間の目標としていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

さて、子どもの権利に関する推進計画について検討していくに当たりまして、実態をきちんと押さえておく必要が出てまいります。前回は、最初ということもありまして、札幌市の子どもの施策の概略につきまして事務局から説明をいただきました。今回は、引き続き、現状を知るということの一環として、次第に示しました二つを議題としています。

また、今回の二つの議題につきましては、いずれも、先週、事務局の方から各委員の皆様のところへ資料をお送りしておりますので、目を通していただけたかと思っております。

それでは、1点目の議題であります子どもの権利等に関する施策実施状況についてを取り扱いたいと思っておりますので、まず最初に、この点について事務局の方から説明をしていた

だきたいと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） それでは、私の方から説明させていただきます。

お配りしております資料4と右上に書いてあると思います子どもの権利に関する施策実施状況調査についての説明をさせていただきます。

まず、1枚目に調査の概要を記載させていただいております。この調査の目的でございますけれども、札幌市各部局でそれぞれいろいろな事業を実施しておりますが、その中で、子どもの参加、子どもにわかりやすい情報発信といった子どもの視点に立った取り組みがどういう状況で行われているのかということについて、今回、調査をさせていただきました。これも、ただ調査するというのではなく、この調査結果をそれぞれの市の部局にフィードバックすることで権利条例の趣旨も各部局にも広めていこうということも踏まえた上で実施したものでございます。

今回、調査を行った内容につきましては、2番目の調査の対象事業 子どもが参加した事業、 子どもを対象としたわかりやすい情報発信を行ったものの二つがございます。まだ集約途中で最終的な数字は固まっておりますが、現段階では に該当する事業が337事業、 に該当する事業が103事業となっております。今後、この活用につきましては、3番に情報資料の作成ということもございますけれども、具体的な事例集という形で子どもが参加するに当たって各部局でどういった配慮をしたらいいの、また、どういうふうに進めていったらいいのかというポイントをまとめて事例集という形で参考資料を作成したいと考えております。これにつきましては、でき上がりました段階で委員の皆様にもご紹介したいと考えております。

なお、今回、資料の作成に当たりまして、事業数がかなり膨大なものですから、主なものということで、1枚おめくりいただきまして様式1ということで、今回、事業として41事例を、同じようにめくっていただいて様式2がございます。子どもにわかりやすい情報発信の事例がございますが、これを24事例掲載させていただいております。これは、各部局においてある程度特徴的と思われるものを網羅的に記載させていただいたところがございますので、あくまでも参考ということでごらんいただければと思います。

なお、この子どもの参加というの、単純にその事業に参加するものもあれば、実際に子どもが事業の企画運営に深く携わっているものもあれば、また、同じ意見を聞くに当たっても、こういう会議の場で意見を聞いたり、もしくはアンケートを実施したりと千差万別でございます。そういう意味では、今回、庁内の調査ということで一斉に文書で出ささせていただきましたけれども、回答者の感覚によってとらえ方に微妙な違いもあると思います。そういった部分も含めて、今後、事例集をつくるときにはある程度の目安になるものもつくっていきたいと考えております。

一つ一つ説明していくと時間がとても足りませんが、先週、参考までに送らせていただきました。もう少し早くお送りできればよかったのですが、今後、計画をつくるに当たってはこういった事業もヒントになるとと思いますので、今後の議論を進める中で質問

なり興味があるところでお尋ねいただければ、別途、回答させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から資料の説明がございました。今回の調査票につきましては、途中経過ということでございますけれども、今後、正式に取りまとめて事例集などを作成されるということですので、でき上がった際にはこの委員会でも計画づくりの参考になるのではないかと考えます。

事務局（子どもの権利推進課長） なお、今回の様式2の中で、わかりやすい情報提供ということで、では、具体的に札幌市でどんな取り組みをしているのかということですが、あくまで参考ですけれども、札幌市が作成した2種類の冊子を皆様方に回覧させていただきたいと思います。

一つは、札幌の子どものまちづくりへの参加をより進めていこうということで、子どもまちづくり手引書というものを昨年の春に作成しました。実際には、各学校でこれを一つの教材として子どもが地域に関心を持っていただいたり、実際に活動していただいたりということで活用いただけることを目的に作成した資料でございます。

もう一つは、札幌市の財政局が作成しております「さっぽろのおサイフ」という冊子でございます。札幌の財政状況を市民にわかりやすく伝えたいということで、また札幌の財政にも興味関心を持っていただきたいということで作成しているものでございます。札幌の財政を家計に置きかえたものということで、この冊子をつくってから年月はたっているのですけれども、できたときには結構評判になったものでございます。一部、子どもの意見も取り入れてつくっているところもありますので、ご参考までに回覧させていただきます。以上です。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの補足的な説明もございましたけれども、そういったものを含めて、これまでの説明に関して何か質問がございましたらお願いしたいと思います。

B委員、どうぞ。

B委員 資料4のタイトルを読ませていただくと、子どもの権利に関する施策実施状況とあるのですけれども、今、課長がご説明のように、回答する側の温度差が随分あるというのが率直なところだと思います。最終的なものも、ここにあるものすべてが子どもの権利に関するものということで資料化されてくるのでしょうか。あるいは、仕分けのようなものをなさるおつもりがあるのかということをお伺いしたいと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） 一たん、総数的な把握ということで、これに加えて事業調査するものも出てくると思いますが、実際の製本の段階ではある程度絞る形で、子どもの参加という部分をもう少し整理した上でまとめる形になると思います。今の段階で丸がついているものがそのまま機械的に分けられるとは今のところは考えておりません。

あくまでも、子ども参加をどういうふうに進めていったらいいかというイメージが各部局においてそれぞれ違うというところもできるだけ平準化したいということで、そういう部分に資するような形で再度まとめていきたいと考えております。

委員長 よろしいですか。

B委員 関連して、今、参加とおっしゃいましたけれども、それは意見表明権から導かれる参加に限定しておっしゃっていると理解してよろしいのでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 今のところ、実際の現状の参加というものは、決して意見表明権に限らず、本当に自由に、要するに子どもを対象とした部分も含めた上で、ただ、今後、将来的には子どもの意見をきちんと反映するような参加の取り組みという部分をきちんと保障していかなければならないと思います。正直なところ、温度差があるところはあります。単純に意見表明権だけをまとめるのではなくて、子どもがかかわる事業ですね。そういう意味では、単純に子どもが参加するという字句どおりの参加の部分から、子どもがもう少し意見を表明する、昔で言うと参画という言葉を使うこともあると思うのですが、できればそういう部分まで広げていけるような形でまとめていければと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに質問がある方はおられませんでしょうか。

C委員 いただいた資料の中で、調査の対象外とした主な事例と書いてありまして、学校教育や保育園の運営など直接法令に基づき実施する事業を除くと書いてあるのですが、例えば児童会館の事業とか放課後子どもプランの事業、子ども会の事業のようなものは、この調査の中には載っていないのでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 今回の調査につきましては、我々が実際にどこまでわかるかどうかという部分を踏まえて、今おっしゃられたような子どもに直接かかわる、ある意味では子ども未来局にかかわるような部分については、この調査とは別に把握する方法があるのですが、そういうものは分量もかなりあるということで今回は別とさせていただきます。そういう意味では、最後にまとめるときには、実際に児童会館の先進的な取り組みもありますので、そういったところも含めてまとめていきたいと考えております。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、疑問があったらどんどん質問してください。

D委員 参加した事業の例と書いてあるのですが、状況調査と書いてあるのに、これをやってどのようになったのかということが書いていないので、状況調査というのはどういうものなのかとってしまったのです。

事務局（子どもの権利推進課長） 実は、今回はあくまでも途中の評価ということもあって、実際に市の各部局に調査したときにはこれ以上にいろいろ聞いておりまして、実際にどのぐらいの頻度でやるかということもある程度聞いております。ただ、全部をやると

かなりの分量になる部分もあるものですから、きょうの段階では、いろいろな子どもの参加の段階があり、それに対して少なくともどういう事業をやられているという部分のご理解をいただければよろしいかと思います。その後、最後にまとまった段階で、ここでの事業は具体的にどんなことをやっているのかということをもう少しイメージできるようなものは、別途、整理したいと考えております。

委員長 D委員、よろしいでしょうか。

D委員 はい。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

E委員 教えていただきたいのですが、もう一つ見えないのが、この施策実施状況調査をした対象は市の事業ですね。そのほかに子どもが参加する事業も数限りなくあります。それに限定した理由が見えないのですけれども、その辺をご説明いただければと思いましたが。よろしく願います。

事務局（子どもの権利推進課長） 今後、計画を進める上でも、いろいろな地域、いろいろな団体が活動する子どもの事業が恐らく出てくると思います。実は、子どもの権利という視点に立った調査、子どもの参加という部分でとったのは今回が初めてでございます。そういう意味では、正直なところ、最初から幅広くやるよりも、まずは条例をつくった市が自分たちでどのぐらいの実践ができているのかを踏まえるのが第一の目的かと思います。そこで、共通の部分がある程度整理した上で、今おっしゃられたように、実際に地域、町内会、子ども会でもいろいろ事業をやっていますので、そういうものを区役所や関係団体にいろいろ聞きながら補足していくということも今後出てくると思っております。決して、そういうものなくということではないのですけれども、まずは行政として把握すべきものは把握しようというのがこの調査の原点でございます。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかはどうでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

委員長 では、ないようでしたら、次の議題に移らせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

次の議題は、子どもに関する実態・意識調査についてであります。

これについての資料は資料5から資料9の5点でありますけれども、まず、この資料につきまして事務局から説明をしていただきたいと思えます。

事務局（子どもの権利推進課長） それでは、引き続きまして、私の方から全体の概要を説明させていただきます。

資料5をもとに、子どもに関する実態・意識調査について説明させていただきます。

なお、今回、差しかえ資料ということで、お手元のテーブルの上に、資料5の2枚目の

子どもに関する実態・意識調査（大人用）項目表及び資料7、子ども用の調査票について差しかえをご用意させていただいております。説明は、以前送らせていただいたものではなく、きょう机の方に用意させていただいた差しかえ用で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料5の1枚目に調査の概要を掲載してございます。

今回の調査の目的は、市民意識や子どもの置かれている状況を調査することで、また、現在、さまざまな調査を実施しておりますが、そういった調査とあわせることで、この子どもの権利に関する推進計画策定に当たっての基礎資料としたいというのが一番の目的でございます。

調査対象につきましては、子ども、大人それぞれ5,000人を無作為抽出いたしまして、郵送で調査を行うことを考えております。

こういった調査は今回が初めてということではございません。実は、平成15年度に、大人に対して市政世論調査を実施しております。また、子どもにつきましては、青少年基本調査ということで実施しております。今回の調査は、年数がたってその意識なり実態なりがどう変わってきたかという経年変化も把握できるようにということで、基本的にはそのときの調査をベースに、その後の社会情勢の変化や、子どもの権利条例を制定したという状況を踏まえて、今回、案ということで追加、変更、入れかえ等を行わせていただいたところでございます。

なお、この経年的な調査でございますが、今回は計画策定に際して基礎資料ということであり、計画策定の後に、また数年後に同様の調査を行いまして、意識や状況の変化を比較することで、実際に策定いただいた計画、それに基づいて取り組んだ事が実際にどう評価、検証できるかといったデータとして活用することになるものと考えております。

調査のスケジュールでございますが、4番目でございますように、2月の中旬過ぎに発送を一つのめどとして考えておまして、3月上旬に回収した後、3月中に事務局の方で取りまとめをしたいと考えております。

具体的な項目につきましては、大人用の調査項目、その他子ども用調査票の項目ということで一覧にさせていただいております。皆様方には事前にお送りしておまして、一たんはごらんいただいていると思っておりますので、ポイントを絞って担当係長からご説明させていただきます。

事務局（伊藤子どもの権利担当推進係長） それでは、大人用、子ども用につきまして、項目表に沿って簡単にポイントをご説明させていただきます。

まず、資料5を1枚おめくりいただきますと、大人用調査票の項目表が出てくるかと思っております。

大人用の調査でございますけれども、1番、2番は性別、年齢でございますけれども、大きな項目としては子どもを取り巻く環境と課題というものが次に出てまいります。この1群につきましては、大人のいわゆる子どもに対する見方とか考え方ということで、子ど

も観を問うもの、さらには子どもを取り巻く状況、まちづくりの基本的な認識ということ
を問うような内容になっております。

こうした項目につきましては、市の仕事、市の取り組みにだけ直接つながるといよりは、
市の取り組みも含めてですが、地域での取り組みも含めた社会全体のあり方が意識に
反映するのではないかと考えております。

基本的な内容としては、前回の調査を踏襲しておりますけれども、この中では10番の
子どもが意見を言ったり参加したりすることについてどう考えるかということについては、
今後、さまざまな場面で子どもの参加を進めるに当たり必要になるのではないかと
いうことで新たに設問を加えております。

具体的には、大人用調査票の7ページをごらんいただければと思います。

大人用の調査票の7ページの一番上の問10がございまして、6項目用意しております。
学校に関すること、地域に関すること、市政について意見を言うことということで5段階
の項目に丸をつけてもらうという内容になっています。

それから、大人用の項目表に戻りまして、次に大きな1群として、子どもとのかかわり
についてという表題になっております。子どもについては、ある程度の年齢以上の子ども
というのは地域で育つという側面があるということで、地域における子どもと大人のかか
わりを三つ設けた内容になっています。

続きまして、問13から17ですけれども、ここについては、その前の設問の子どもと地域
なり大人とのかかわりということも関係してくると思うのですけれども、学校や地域、社
会でさまざまな経験をする事の大切さ、子どもの育ちを支援する社会という観点からそ
れぞれ項目を設けておりまして、17番に、一連の設問のまとめという形になるかと思いま
すけれども、札幌が自然、社会、文化体験しやすい環境だと思うかどうかという設問をし
ております。これについては、子ども未来プランの指標の一つにもなっているので、そう
いうことも考えて新たに設けたということでございます。

それから、その次の大きな項目、一つだけですけれども、理想の大人像については、学
校や社会でのさまざまな経験を経て育っていく結果ということになるかもしれませんが、
どういう大人に育ってほしいかという大人の意識を問うもので、これは前回に引き続いて
の質問になっております。

それから、インターネットについてというものがありますけれども、後半以降は今回新
たに設けた項目が中心となっております。インターネットに関しては、最近、インターネ
ット関係の利用、普及がめざましいということで、今回は特に聞いてはいなかったのだ
すけれども、今回、最低限の内容として利用状況を聞いて、今後の広報などの部分に生かせ
ればということから設けたものでございます。

それから、20番目以降は、子どもの権利についてという権利に関する質問でございま
すけれども、前回の設問では子どもの権利条約に関してということで一連の設問を設けて
おります。今回、子どもの権利条例の施行を受けて、条例の認知度、子どもの権利救済機関

「子どもアシストセンター」の認知度等を尋ねる設問としております。

また、25番目以降については、子どものいる方に対する設問ということで、子どもと接するとき心がけていること、それから市の施設の親と子どもとの利用状況、あるいは携帯電話の使用ルールの考え方を聞く内容になっております。

以上で、大人向けのアンケートについてのポイントをご説明いたしました。

少し長くなるのですけれども、引き続き、子ども用の項目表をご説明したいと思います。大人用、子ども用で相互に関係することもあるものですから、一連でご説明させていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、子ども用の項目表が出てくるかと思えます。

基本的なスタイルとしまして、大人用については子どもに対する見方といったもの、あるいは、子どもが育つためにどういった環境だったり仕組みが必要かというような視点で聞いている設問が多いということです。子どもに対しましては、今の気持ち、子ども自身の体験とか経験の状況を聞いているという流れになっております。

順に追っていきますと、設問の3から6は自分自身のことということで、ほっとできる場所、あるいは悩み事を相談できる人が周りにいるか、いないかという居場所的なもの、あるいは安心できる人間関係があるかどうかという内容になっています。

それから、設問6については、今回新たに追加した項目でございますので、ちょっとごらんいただければと思います。

子ども用の調査票の3ページになります。

3ページの一番上のところが表になっておりますけれども、こちらの方は自分自身のことについてそれぞれどう思うかということで、3から5の設問を新たに受けたまとめた内容になるということと同時に、問7以降でさまざまな参加の経験や意欲みたいなものを以降で聞いていくのですけれども、その際の意欲にも関連する部分ではないかというふうに考えまして設けたものでございます。

項目表に戻っていただきまして、引き続きご説明いたします。

問7以降については、子どもが関心を持っていることや体験したことについてということで、自然体験、社会体験、参加を問う設問が続きますけれども、問11と12については、大人と同様の設問となっており、新たに設けたものでございます。

めぐりまして、裏の方に参りますけれども、問14から16が保護者との関係を問う内容になっておりまして、趣旨は前回と同様です。多少、聞き方の整理をした部分はございます。

最後の問16ですけれども、こちらは前回も同様の趣旨がありましたけれども、子ども用資料の6ページ目になります。

1番から5番まで、保護者なりと話をするときの態度ということで不満を感じたことはないかという質問でございます。こちらについては、今回、大人用で新たに設けた問26、大人用の調査票の一番最後の14ページになると思えますけれども、こちらは子どもと接するとき心がけていることという設問を新たに追加した部分がございます。この中の1か

ら4の設問と、ある意味、ついになる設問ではないかと思っております。

それでは、項目表に移りまして、問17以降は、先ほど大人用をご説明いたしましたけれども、基本的には大人用と同趣旨の設問になっておりますので、具体的なご説明は省略いたします。この中で、問24と25、子ども用の資料の最後の裏のページになりますけれども、こちらについては子どもにのみ聞いている内容になっておりますので、ごらんいただければと思います。

問24については7項目、子どもの権利とか子どもに直接かかわる子ども未来局でやっている事業などを中心に幾つか聞いています。それから、問25は札幌のまちについて、子どもにとってどんなまちになってほしいかという部分を聞いている内容になっております。

以上、アンケートの概要についてご説明いたしました。

なお、資料8、9は、前回の市政世論調査の概要と青少年基本調査の結果の概要を参考につけてございますけれども、説明については割愛させていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの子ども、大人それぞれ5,000人の調査を行うということで、その案が事務局から示されました。数年前に行った調査をもとにした内容ということで、今回の調査をもとに計画づくりのための基礎的な資料にするということ、そして、今後も数年置きに調査をして、それがどう変わっていくのかということも追っていくということが話の中に含まれておりました。

それでは、各委員の皆様方、ただいまの説明に基づいて、既に読まれていると思いますので、特にこの件に関してご意見がございましたらいただきたいと思っております。その前に、もしこの件について質問がありましたら出していただきたいと思っております。

F委員 基本的な質問だと思うのですが、この調査は郵送されるとおっしゃっていましたが、裁判員制度の資料が配られるように、いきなり自宅に郵送されるのかということと、札幌市が子どもについての取り組みを進める上での資料とするとありますが、具体的に例があれば教えていただきたいです。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 郵送については、機械的に無作為抽出するのですが、その方に資料を直接郵送します。そして、大体二、三週間ぐらいの期日を切って返信の期限として、返信用の封筒も入れてお送りさせていただくことになっております。

それから、施策を進めるための基礎資料ということでございますけれども、一番大きなものは、今回の権利委員会の皆さんに議論いただく計画の参考にしていただくという使い方ということになるかと思っております。

委員長 よろしいですか。

もし心配なことがあったら、どんどん聞いてください。

ほかにございませんでしょうか。

高校生に伺いたいのですけれども、高校生の場合はこれでいくと子ども用で送られてく
ると思うのですが、このぐらいの分量なら大丈夫ですか。ちょっと多いとは思いませんか。
答えるのに大変だよなというあたりは大丈夫でしょうか。このぐらいなら適当だろうとい
うふうに思いますか。

D委員 私もこれが送られてきたことがあるのですけれども、6年生くらいの子どもに
はすごく大変で、お母さんにやれと言われたのですが、私は、量が多くて、わからないも
のもあったので、余り答えることができなかつたのです。

委員長 あとは、小学生ということで言うと、言葉遣いが難しいところはないでしょ
うか。

F委員 小学生と中学生、高校生で分けて出す方がいいのではないかと思います。

委員長 もうちょっと文章を工夫しなくてはいけないですね。

事務局の方では、今の意見などを参考にしながら、何とか小学生あるいは中学生でも答
えてもらえるようなアンケートの方法を探ることはできますでしょうか。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 分けられる、分けられないということはこ
れから検討しなければいけないと思っています。今のところは一緒に送ることにしていた
のです。

対象者を小学校4年生以上ということで区切っていますけれども、今、教育委員会と相
談させていただいておまして、例えば小学生だと表現の難しいということもあるかもし
れませんが、そのところは、先ほども施策に生かすための例示というお話もありまし
たが、少し具体的な例示を入れたりすれば理解できるところもあるかもしれません。また、
言葉遣いも、例えば熟語のようなところは何か置きかえできる言葉もあるかもしれませ
んので、その辺はできる限り子どもにかわりやすいような表現を工夫していきたいと思っ
ております。

設問については、高校生、中学生と小学生ではっきり分けてしまうと、子ども全体の統
計がとれない可能性もあるので、できるだけ共通化したいと考えまして、今は小、中、高
ということで同じ設問の内容にさせていただきたいなということで一たんの案をつくって
おります。

あとは、小学生については、どちらかということ、保護者の皆さんと一緒に読みいた
くことになるのかなということで、その辺は、もし調査票の中で書けないところがあれば
全部でなくもいいですとか、あとは保護者に対するお願い文的なものを記載したところ
でございます。

以上です。

副委員長 ここで、子どもを対象にということで9歳から18歳となっているのですが、
これはある年齢で割合は均等になるような形で抽出するのですか。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 年齢ごとの構成比に応じて均等になるよ
うにやっています。

G委員 意見めいたことになるのですけれども、中学生ぐらいの年代だったら、親と相談してということはなかなかやらないと思うのです。自分でやっていくと思うのです。それで、アンケートの中身についてわからないところがあったら、子ども未来局のここに電話をして遠慮なく聞きなさいと、理想を言えばお金がかからないようなフリーダイヤルにいただくと大変助かります。子どもたちが自分で回答して行って、わからなかったらここに聞いてください、電話代はかかりませんよということはちょっと無理でしょうか。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 電話代まではなかなか難しいと思いますけれども、これはあっさりした問い合わせの案内になっているので、もう少し内容について聞きやすいように表現は工夫したいと思います。

委員長 ちょっとつまらないことかもしれないのですけれども、一番最初のお願いのところ、その前はちゃんとお願いしますと言いながら、最後のところで、このアンケートに関する問い合わせは札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課とぷつんと切ってしまっています。これは問題ではないかと思います。これは、やはり推進課にしてくださいという表現にしていいただければと思います。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） わかりました。

E委員 小学校の教員の立場から言うと、4年生には難し過ぎます。6年生でも、先ほどおっしゃったように、これは難しいかなと思います。

振り仮名を振ってあっても、1回振り仮名を振れば、2回目に振り仮名がなかったら同じ漢字でもわからない子どもはたくさんいるのです。振り仮名が振っていればすべてわかるかといったら、これだけ文字があつたら読みたくないという子どももたくさんいます。否定的なことばかり言って申しわけないのですが、4年生、5年生、6年生で、なおかつ抽出でとなるとなかなか難しい面は出てくると思います。

以上です。

H委員 たたみかけるようで恐縮なのですが、私もこの年齢層の広さというのはすごく気になっております。結局、それで出てきたものを、子どもを十把一からげで見たいからおっしゃっていましたが、生かしようがないと思うのです。むしろ、十把一からげの結果を見るよりは、児童期ならこういう問題がフォーカスされる、中学生、高校生ならこういう問題がフォーカスされるというふうにした方が、私は結果の利用に関しても効果的なのではないかと思います。多分、コストの問題もあると思いますけれども、むしろ、小学生に聞きたいもの、中学生に聞きたいもの、高校生に聞きたいものを少しページ数を減らしてでも工夫していただいた方が後々効果的なのではないかと感じております。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございせんでしょうか。

H委員 続けて申し上げます。

子ども用の2ページの間4で、家族のこと、勉強のこと、友達のこととありますが、これで回答が出てきても、家族の何のことなのか、友達の何のことなのか、もうちょっと工

夫がないと、それに対応して例えば施策をどうにかしましょうというふうに考えようがないのではないかということが一つです。

それから、私自身は、今の時代の状況からいきまして、子どもたちが親の経済事情をどういうふうに感じているのか、例えば、経済的な影響を受けて塾に行きたくても行けないとか、大学に行きたくても行けないという悩みなどをどれくらい感じているかというところも子どもの声として具体的に聞きたいと思うのです。

しかし、ここに経済的問題という選択肢を入れたものか、別個に引き出したものか、それはちょっと課題があるのですけれども、その二つですね。何々のことということで、後々、結果が効果的に利用できるかということと、経済的不平等感といいますか、経済的に不自由しているという声を聞く欄が全然ないのです。そんなことがすごく気になりました。

ついでにもう一点申し上げますけれども、9ページの最後の参加する権利のところ、家庭、学校・施設、地域、札幌市の取り組みなどのさまざまな場で自分の意見を述べるものと十把一からげしていますが、権利条例を施策的に有効に使うためには、本当に彼らが閉塞感を感じないでいろいろなところで意見が言えているのかということはもっと詳しく一番知りたい部分なので、十把一からげにしないで、どこかに項目を出して、もうちょっと丁寧に聞いていただきたいと思います。

D委員 これは郵送されてくると書いてありまして、それについて提案なのですけれども、小学校、中学校、高校で、高校で言うホームルームの時間などでちょっとやってみたら集まりがいいのではないかと思います。

私は小6のときに送られてきたのですが、私の友達に中学生ぐらいのときに送られてきた子がいたらしいのですけれども、送るのが面倒くさくて送らなかったとおっしゃっていました。送るとなると、疲れたりしているとポストまでも行きたくないということもあるので、学校の授業の合間を少しとってやっていただいたりしたら、すごく答えやすいし、いいのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

B委員 先ほどのH委員のもっと丁寧に参加ということに共鳴しながら、大人向けのアンケートの問10に関して質問や意見をさせていただきます。

大人向けの7ページの問10です。問10は、意見表明権の具体化したものを幾つか聞いているように私は認識しています。この質問項目をずっと見ていくと、子どもと学校との関係の質問が1から3までです。子どもと地域との間のことが4、5になっています。それから、子どもと札幌市政の関係が6です。気になったのは、子どもと保護者の関係がないということです。意見表明権の場合は、その子どもに本当にかかわることにに関して意見を述べるということで、先ほどH委員がおっしゃったように、進路の問題とか、保護者が離婚した場合の親権や監護者の問題とか、未成年者が結婚をするとか、どういう医療的ケアを望むかといった自分にかかわることにに関して意見を述べるということに対して保護者は

どう思うのか、何を子どもがというふうに言うのか。やはり、そういう意識を探るということは、自己紹介でJ委員がおっしゃったように、なかなか人権意識のない我々日本人です。今後の施策に非常に生きるような問いのような気がします。

では、もしここでネガティブな結果が出たとすれば、保護者、大人をどうしていけばいいのかというふうに次の施策につながっていくわけです。この問10に関しては、保護者と子どもの関係に関して幾つか丁寧な発問が必要なのではないかと思います。

委員長に伺いたいのですが、アンケートの項目審議は次回もあるのですか。

委員長 これは、もう考えていないと思います。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 前回お示しした予定でいきますと、次回が4月ということなので、結果をお示しする予定になっております。

B委員 最終案を提示していただけるのが4月という意味ですか。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 作成しまして、アンケートを回収して、その結果を取りまとめた資料を4月にお示しすることになります。

B委員 では、この質問項目に関して私たちが意見を言えるのは今回が最後ですか。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 今の予定ではそのようになっております。

委員長 僕の方から提案なのですけれども、今、かなりいろいろな意見が出てきました。その意見の一つ一つを聞いてみると、かなり大事な問題がたくさんあって、それをもうちょっとしっかり詰めてからでないアンケート調査という形で出せないのではないかと思います。そういうことを考えますと、どこかでもう一回この委員会を開く機会を設けて、そこで方向性を出して、その上でアンケート調査をやられた方がいいのではないかと思います。それは可能でしょうか。事務局に伺います。

事務局（子どもの権利推進課長） もしやるとしても、先ほどの予定でも、集約に大体1カ月ぐらいかかるという前提で考えると、仮に次となっても2月上旬、第1週、第2週前半がぎりぎりかなというところです。

委員長 2月上旬ですね。

事務局（子どもの権利推進課長） また皆さん方のご意見も伺いますけれども、2月10日ぐらいまでであれば、もう一度、意見を伺ってということは可能です。ただ、それを超えてしまうと、計画をつくるどころから逆算しているところも正直に言ってあるのですが、あくまでもお諮りしながらいいものをまとめたいと思っています。ですから、仮に開くとしたら、スケジュール的には2月10日ぐらいまでに何とかもう一回開ければと思っているのです。あとは、紙でいろいろご意見をいただく中で整理するという方法もあると思います。しかし、どこかでまとめの時期は必要だと思います。

委員長 時期的に言うと、タイムリミットがかなり迫っている感じはするのですけれども、今、事務局の方でおっしゃった2月上旬ぐらいまでなら何とかできるということ。皆さん方、2月10日までの間で、恐らく全員が出てくるのは難しいでしょうから、最大限出てこられるように日程調整をしてみますか。

副委員長 5,000人を対象に、この後もずっと続けていって経過を見ていくということになれば、今後使えるものをきちんと出した方がいいと思うのです。できれば、2月上旬までに1回入れた方がいいと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） まだお話は途中ですけれども、今いろいろご意見をいただいて、もう少し突っ込んで聞いた方がいいというご意見や、一方ではこの質問数は多いのではないかとご意見もいただいております。我々の基本的な考え方として、現時点でも経年変化ということでこれまでの調査をベースにしてということで一たん提案をさせていただいたのですが、仮に突っ込むとなると、恐らく、別の項目はもういいのではないかとご意見もあわせて判断していただくことになると思います。そういう意味では、子ども用も大人用もある程度の項目数で、先ほどおっしゃられたように、本当にこれで回答できるのかということも含めて、せっかく回答するのであれば回答できるような形で整理したいと思います。中身について、一つ一つの項目もそうですけれども、全体の項目数もあわせてご検討いただければと思います。

I委員 2月上旬に再度集まることについては賛成したいと思います。ただ、集まった結果、これは言っていたのと違うよね、また集まらなければいけないという話になるとまずいので、きょう委員会の中でこういうところをベースでというオーダーをある程度出しておいた方がいいと思うのです。例えば、小学生から高校生までの調査票としてはボリュームとしてヘビーであるし、内容も子どもたちはちょっと理解できない部分もあるし、我々のところには特別な支援が必要な子どもたちもいたりします。そういう意味では、年齢に応じた調査票の組みかえということもあろうかと思えます。調査の方法も含めて、この場でこういうふうにしたらどうだろうというところをある程度取りまとめておいた方がいいと思います。

委員長 その点について、どういたしましょうか。

H委員 ボリュームの点は考えていただいた方がいいのではないかと思います。同じボリュームでも、最初の数ページで小学生の方はここまで結構ですという形で、小学生に関してはこの問題は聞かなくてもいいだろうという問題もあると思うのです。そこら辺を精査していただければと思います。中・高は一緒でも構わないのですけれども、そのようにやればそんなに不可能なことではないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

I委員 僕は、調査票自体は、小学生と中・高生用を分けた方がいいのかという気持ちがあります。特に、小学生ぐらいだと、日々接していると、字が小さくて多く並んでいるだけでも読みたくないというところが出てきますので、文字数やポイントの問題も含めてちょっと考えていただければと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） 恐らく、減らすのは整合性の問題だけだと思いますので、再度集まったときに減らす分には割と合意がとりやすいと思います。ただ、その段階でまたふやされると同じことの繰り返しになってしまうので、今おっしゃられたように、新たに何か追加するものがあれば、あらかじめ伺って、それで全体のボリューム量

も当然把握できます。

また、H委員とI委員がおっしゃられた部分については、どう合わせるかの話ですので、そのあたりは属性を踏まえた上で再度整理して、まとまるものならまとまるし、そうでないものを分けるという形で整理させていただきたいと思います。

委員長 ほかはどうでしょうか。

副委員長 例えば、ここの委員の中から何名か選んで、質問事項をつくる時にこういう質問事項やこういう方法でという案をつくった上で、それをたたき台で2月上旬で話し合いをするということは可能でしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 1カ月、2カ月間があくのであればそういうこともあると思うのですが、来週がすぐに2月ですので、逆に委員の皆さんにご負担をかけるかなと思います。そういう意味では、この部分プラス今ご意見をいただいた部分で整理をさせていただいた方がいいと思っています。私どもも、きょう持ち帰ってあすにすぐできるということでもないものですから、そういうことを考えると、きょうご意見をいただいた中で、我々の方で一たんまとめさせていただいて、次に提案させていただきたいと思います。それ以外にも、ファクスでもメールでも結構ですので、ご意見をいただければ、それも踏まえて反映させていただければと思っております。

委員長 恐らく、時間が限られている中でやるとすれば、今、事務局がおっしゃったことが一番可能性があるのではないかと思います。

まず、そのあたりでやってみて、2月上旬ぐらいにこの委員会を再度開いて、そこで決めるということではいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

委員長 それまでの間に、皆さんの間でこうしたらという意見を事務局の方にどんどん出していただくということをしていただいて、事務局にご面倒をかけてしまいますけれども、そのあたりを聞きながら整理をしていくという作業をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 直近の話ですので、改めて皆さんに連絡して日程を確認するよりも、きょうのうちに日程だけでも決めておきたいと思います。会場は改めて検討させていただきたいと思います。

〔 次回委員会の日程調整 〕

委員長 では、次回委員会は、2月9日の4時半あるいは4時45分からということで、皆さん方は予定をしておいていただければと思います。

事務局（子どもの権利推進課長） 今、幾つかご意見をいただきました。それ以外にありましたら、できれば今週の水曜日ぐらいまでにいただければ、私どもの方で、再度、案

をつくって整理したいと思います。どんなことでも結構ですので、できれば水曜日ぐらいまでにご意見をいただければと思います。ファクスでもメールでも結構でございます。

よろしく願いいたします。

J委員 参考までに伺いたいのですが、前回の回答率はどれくらいだったのでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） 前は、市政世論調査という形でやらせていただきまして、そのときは8割の回答でした。ただ、回収方式だったものですから、ちょっと回答率が高いと思います。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 前回、平成19年にも同じように小学生から高校生まで聞いた調査がございまして、大人用も別途つくっています。そのときは、3割弱、二十六、七%ぐらいだったと思います。

委員長 それでは、会議はもうちょっと続くのでしょうかけれども、私はこれ以上ここにおられませんので、あとの司会を副委員長にバトンタッチしたいと思います、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

委員長 よろしく願いします。

〔 委員長退席 〕

H委員 一つ質問があります。

経年調査に結構こだわっていらっしゃいましたけれども、意外と経年ではなくてもいいのかなと思います。今回、この権利条例ができて、新たに参考にしたいための実態調査なので、余りとらわれないという発想ではだめですか。前のものをそれほど踏襲しても意味がないなという項目もあるのです。そんなふうに感じるのですが、いかがでしょうか。

事務局（子どもの権利推進課長） あくまで基本的な考え方ということで、逆に委員の皆様方が項目の中でこれはもういいのではないかというものを削除していただくことになると思います。ただ、一方では、ある程度経年変化を見た方がいい項目もあると思います。そういう意味では、作り方の基本線をまずはっきりさせていただいた上で、今回、権利条例ができ上がった分を踏まえて、何か新しく追加するもの、もしくは減らすものということでご議論いただければと思います。一応、基本的な考え方ということでご理解いただければと思います。

副委員長 では、基本的に経年を見なければならぬものはあるけれども、今回の子どもの権利条例の関係について聞いておいた方が、子どもの実態と意識についてきちんと調査できるだろうし、今後についても使えるというものがあれば、それはつけていって構わないですね。

事務局（子どもの権利推進課長） あとは、全体的な回答数の問題もかかわってくると思いますし、深め方もそれにかかわってくると思いますので、その中で整理をさせていただければと思います。毎回毎回、場当たりの、そのときそのときの都合だけで聞いていくと、逆にあのときにどうして聞いていなかったのだろうかということも中にはあります

ので、まずは基本的な部分を押さえていただいた方がいいと思います。

副委員長 ほかにかがでしょうか。

J委員 確認ですけれども、大人用のものは、世代別に、19歳から70歳までということ
で問2の方に記入するようになっているのですが、こういう年齢別に5,000人同等にアンケ
ートを配付なさるのですか。

事務局(担当) 年齢ごとの人口構成比に応じて抽出します。

J委員 構成比ですか。そうすると、極端に少ない世代は少ないということになるので
すね。

これは要望ですけれども、特に60代、70代の、子ども会とか青少年育成とか健全育成に
かかわっている地域の町内会の方々に啓発するためにも、その方々からの回収率を高める
ような、方策を考えていただきたいと思います。以上です。

副委員長 回収率を高める方策ですね。できるだけ多い方がいいですね。

あとはございますか。

K委員 子どもの方の資料の読みやすさについては話がありましたが、大人用も、おば
あちゃんたちだと、こんな小さい文字だと読む気がしないと思うのです。その辺はどうで
すか。

事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) あとは、全体のボリュームだと思います。
今、大人用は14ページまで振ってございます。印刷上、とじる関係で、恐らく一式16ペー
ジ以内であればいいかなというところだと思います。例えば、18ページになってしまうと、
1枚だけのものが入って、どこかに紛れてしまったりということもありますので、ページ
的には16ページの中で、あとは割り振りの問題だと思います。逆に、設問が多くなってし
まうと小さくせざるを得なかったり、今の場合であれば逆に2ページ余裕があるので少し
文字を広げて見やすくすることも可能かと思っています。

C委員 今、ボリュームを減らそうと言っているところで、これはふやしたらと言って
しまうのは申しわけないのですけれども、例えば、子どもの意識と大人の意識にずれが生
じているということがあると思うのです。ですから、せっかく大人用と子ども用と同時期
にアンケートをするのであれば、大人と子どもに同様の設問をしてその差を知るとい
うことも重要ではないかと思っています。

例えば、大人用の問10で、新たに問いをつくられておりますが、このようなものを子
どもが実際にこういうものに参加したいか、したくないかという設問をするといいいの
ではないかと思っています。

それから、大人用と子ども用の調査用紙で似たような質問があるけれども、回答のため
の選択肢の内容がちょっと違うといった設問もありますので、その辺を見ていただけたら
いいのではないかと思います。

もう一つだけ、子ども用の問6で、新規で、あなたは自分のことについて次のようなこ
とを思いますかという問いがありますけれども、ここで四つ大事なことを質問されている

と思うのです。それでしたら、自分のことが好きであるという自己肯定感を聞く設問を入れる方がいいのではないかと。そして、大人にもこれと同じ質問をしてみるといいのではないかと思います。

以上です。

副委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

副委員長 一応、意見があれば、水曜日までに市の方に伝えるということによろしいですね。その伝え方ですが、メール、ファクス、どういう形がよろしいのでしょうか。

事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) 電話ですと表現の問題などが出てくると思いますので、メールなり、ファクスなり、視覚的に見えるものでお願いしたいと思います。

副委員長 水曜日までにメールをしてください。メールが使えない方は、ファクスをしていただきたいと思います。事前にたくさん意見を出していただいた方が、全体で話すときにたくさん出てくるよりいいと思います。水曜日までにご意見を入れていただくということをお願いします。今日言った意見も含めて入れた方がいいですか。

事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) 今日言っていたものは結構です。ただ、それに補足があるのであればいただきたいと思います。

それから、いただいた意見の中でも、もう少し具体的にこれとこれというものがあれば、ぜひ出していただきたいと思います。例えば、先ほど子どもと大人の意識のずれということや、大人と同様の設問でというご意見もございましたけれども、どれとどれが大人と両方聞いた方がいいのかということが具体的にあれば出していただきたいと思います。特に、新しい項目は同時に聞いているのですけれども、そうではない項目もありますので、その辺は具体的にこれとこれというふうに指定をしていただければと思います。

副委員長 ぜひお願いいたします。

あとは、よろしいでしょうか。

事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) もう一点あります。

先ほどのB委員のお話の中で確認させていただきたかったことが1点あります。

大人用で、子どもの参加について、学校、地域、行政それぞれ全部で六つほどあって、そこに家庭の部分が少し薄いのではないかとのご意見だったと思います。今のつくりでいくと、最後の方に、子どものいる保護者についてどのような子どもとのかかわり方をすべきかという問いがございます。14ページの問26ですけれども、こういう聞き方ではなくて、もう少し違った趣旨の設問があった方がいいということでしょうか。それとも、子どもがいるいないにかかわらず皆さんに聞いた方がいいということでしょうか。その確認をさせていただければと思います。

B委員 問26で大体聞けるのではないかとのお話だと思いますが、今これを拝見すると、意見表明権とかかわるのかなというものもありますので、もうちょっと意見表明権の筋に即したものをに入れていただきたいと思いますというふうに言い直したいと思います。

もう一つ質問がございましたね。

事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 同じ質問だったのですが、保護者にのみ聞いている質問なので、問26で代替できるかどうかという趣旨を確認しました。

B委員 子どもがいない大人の方にも聞いてもらって結構だと思っています。

副委員長 そこら辺は、もう少し具体的に、メールを入れるときに質問事項を入れていただいた方がわかりがいいかもしれません。

あとはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

副委員長 それでは、時間になったようなので、事務局の方から何かありますか。

事務局（子どもの権利推進課長） 当初の予定は4月という話をしていましたが、先ほど次回の日程を決めさせていただきましたので、場所等については追って連絡させていただきたいと思います。あとは、水曜日までにご意見をよろしく願います。

以上でございます。

3. 閉 会

副委員長 それでは、きょうはこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもご苦労さまでした。

以 上